

砺波市告示第127号

砺波市太陽光発電設備導入補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年6月25日

砺波市長 夏 野 修

砺波市太陽光発電設備導入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、砺波市補助金等交付規則（平成16年砺波市規則第31号。以下「規則」という。）第26条の規定に基づき、太陽光発電設備（以下「発電設備」という。）の導入を補助し、エネルギー価格高騰の影響を受ける市民及び中小事業者を支援することを目的として実施する砺波市太陽光発電設備導入補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 住宅や事業所の屋根等に設置した太陽電池を利用して発電する設備をいう。
- (2) 需要家 電力を消費する者をいう。
- (3) PPA 発電事業者が需要家の敷地内に発電設備を当該発電事業者の負担により設置し、及び当該発電設備を所有し、かつ、維持管理をした上で、発電された電気を当該需要家に供給する契約をいう。
- (4) PPA事業者 PPAより需要家に電気を供給する者をいう。
- (5) リース事業者 ファイナンス・リース契約又はそれと類似する契約（以下「リース契約等」という。）を需要家と締結し、需要家に電気を供給する者をいう。
- (6) 自家消費率 敷地内に設置された発電設備で発電した電力量のうち、当該敷地内において自家消費した電力量の割合をいう。
- (7) 個人 申請日時点で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録され、かつ、居住実態がある者をいう。
- (8) 中小事業者等 市内に事業所を有するもの（以下「市内事業者」という。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する法人又は個人
 - イ アに掲げる者以外の市内事業者であって、市長が特に認めるもの

(補助金の交付)

第3条 市長は、発電設備を導入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付す

るものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる者とする。ただし、本補助金の対象となる発電設備(以下「補助対象設備」という。)に係る他の補助金等の交付を受けていない者に限る。

(1) 個人

(2) 中小事業者

(3) 前2号に掲げる者を需要家として契約するPPA事業者

(4) 第1号又は第2号に掲げる者と発電設備に係るリース契約等を締結するリース事業者

(補助の要件)

第5条 補助対象設備は、次の全ての要件を満たすものとする。

(1) 令和7年7月1日以降に契約(購入に係る契約、PPA又はリース契約等を含む。)を締結する発電設備であること。

(2) 各種法令等を遵守した発電設備の整備であること。

(3) 整備する発電設備は、商用化され、導入実績があるものであること(未使用のものに限る。)

(4) 発電設備により発電した電気のうち、年間の自家消費率が30パーセント以上となること。ただし、中小事業者にあつては、当該需要家が消費する電力量を含めて50パーセント以上を富山県内の需要家が消費すること。

(5) 発電設備により発電した自家消費する電気の環境価値(温室効果ガスの排出の削減又は吸収という環境の保全に関する付加価値をいう。)が、需要家に帰属するものであること。

(6) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過するまでの間、本補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度(温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第1条第5号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量(平成22年経済産業省、環境省告示第3号)第4項に規定するJ-クレジット制度をいう。)への登録を行わないこと。

(7) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)に基づく固定価格買取制度(以下「FIT」という。)の認定又はFIP制度(再生可能エネルギー電気を卸電力市場に直接販売し、卸電力価格に市場プレミアムを上乗せする方式をいう。)の認定を取得しないこと。

(8) 発電設備の整備にあつては、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第5号に規定する接続供給(同号口に係るものに限る。)を行わないものであること。

(9) 発電設備の設置にあつては、資源エネルギー庁が策定した再エネ特措法に基

づく事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）に定める遵守事項等に準拠して実施されること。

（１０） ＰＰＡの場合にあっては、ＰＰＡ事業者と需要家の間で、補助金額の取り扱いについて合意が得られていること。

（１１） リース契約等の場合にあっては、リース事業者と需要家との間で、補助金額の取り扱いについて合意が得られていること。

（補助金の額）

第６条 補助金の額（以下「補助額」という。）は次の表の対象者の区分に応じ、それぞれ定める額とする。

対象者	補助額
申請者が第４条第１号に該当する者又は同号に該当する者を需要家として契約するＰＰＡ事業者若しくはリース事業者	１０万円に発電設備の最大出力（キロワットを単位とし、小数点第２位未満を切り捨てた数値（その数値が５キロワットを超えるときは、５キロワット）とする。）を乗じて得た額（当該額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。
申請者が第４条第２号に該当する者又は同号に該当する者を需要家として契約するＰＰＡ事業者若しくはリース事業者	５万円に発電設備の最大出力（キロワットを単位とし、小数点第２位未満を切り捨てた数値（その数値が２００キロワットを超えるときは、２００キロワット）とする。）を乗じて得た額（当該額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

（補助金の交付申請）

第７条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、砺波市太陽光発電設備導入補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、令和８年１月３０日までに市長に提出するものとする。

（１） 事業計画書（様式第２号）

（２） 申請者が第４条第２号、第３号又は第４号に該当する場合（以下「事業者の場合」という。）は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書類

ア 中小事業者等 法人の場合にあっては法人登記履歴事項全部証明書、個人事業者の場合にあっては個人事業の開業・廃業等届出書の写し

イ ＰＰＡ事業者 ＰＰＡ事業者及び需要家（法人の場合に限る。）の法人登記履歴事項全部証明書

ウ リース事業者 リース事業者及び需要家（法人の場合に限る。）の法人登記履歴事項全部証明書

（３） 補助対象設備の見積書等

（４） 補助対象設備等の仕様書

- (5) 自家消費率を試算した書類
 - (6) 市税等納付状況確認承諾書（申請者及び需要者）
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- （交付の決定及び通知）

第8条 市長は、前条の規定による補助金の申請があったときは、その内容を審査し適当と認めたときは、砺波市太陽光発電設備導入補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 規則第5条に規定する条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費を変更する場合は、砺波市太陽光発電設備導入補助金変更等承認申請書(様式第4号)に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

2 市長は、前項第1号の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、砺波市太陽光発電設備導入補助金変更等承認通知書（様式第5号）により交付決定者（前条の規定により交付の決定を受けた者をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、事業が完了したときは、砺波市太陽光発電設備導入補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、令和8年2月27日までに市長に提出するものとする。

- (1) 実績報告書（様式第7号）
- (2) 施工前後の写真
- (3) 補助対象設備の導入に係る契約書、領収書等の写し
- (4) 系統連携契約等を証明する書類の写し
- (5) 口座番号が確認できる通帳等の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は前条の規定により提出された実績報告書について、その内容を精査し、適当と認めたときは、砺波市太陽光発電設備導入補助金額確定通知書(様式第8号)により、交付決定者に補助金の額の確定を通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第12条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、砺波市太陽光発電設備導入補助金交付請求書(様式第9号)に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

（取消し又は返還）

第13条 市長は、補助金の交付を受ける者が、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合には、補助金の交付を取消し又は返還を命ずることができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年7月1日から施行する。